

長野県議会議員一般選挙

投票日

4月9日

時間 午前7時～午後8時 場所 入場券記載の投票所

投票日に投票に行けないときは

選挙当日に用事があって投票所へ行けない人は
期日前投票をしましょう。

期日 4月1日(土)～4月8日(土)
時間 午前8時30分～午後8時
場所 役場1階 町民ホール(東側玄関をご利用ください。)

※入場券をお持ちください。

選挙期間中に御代田町以外の市町村に滞在していて、投票に行けない人は「不在者投票」の手続きをすれば滞在先で投票することができます。あらかじめ投票用紙等を請求していただく必要がありますので、お早めにお問い合わせください。



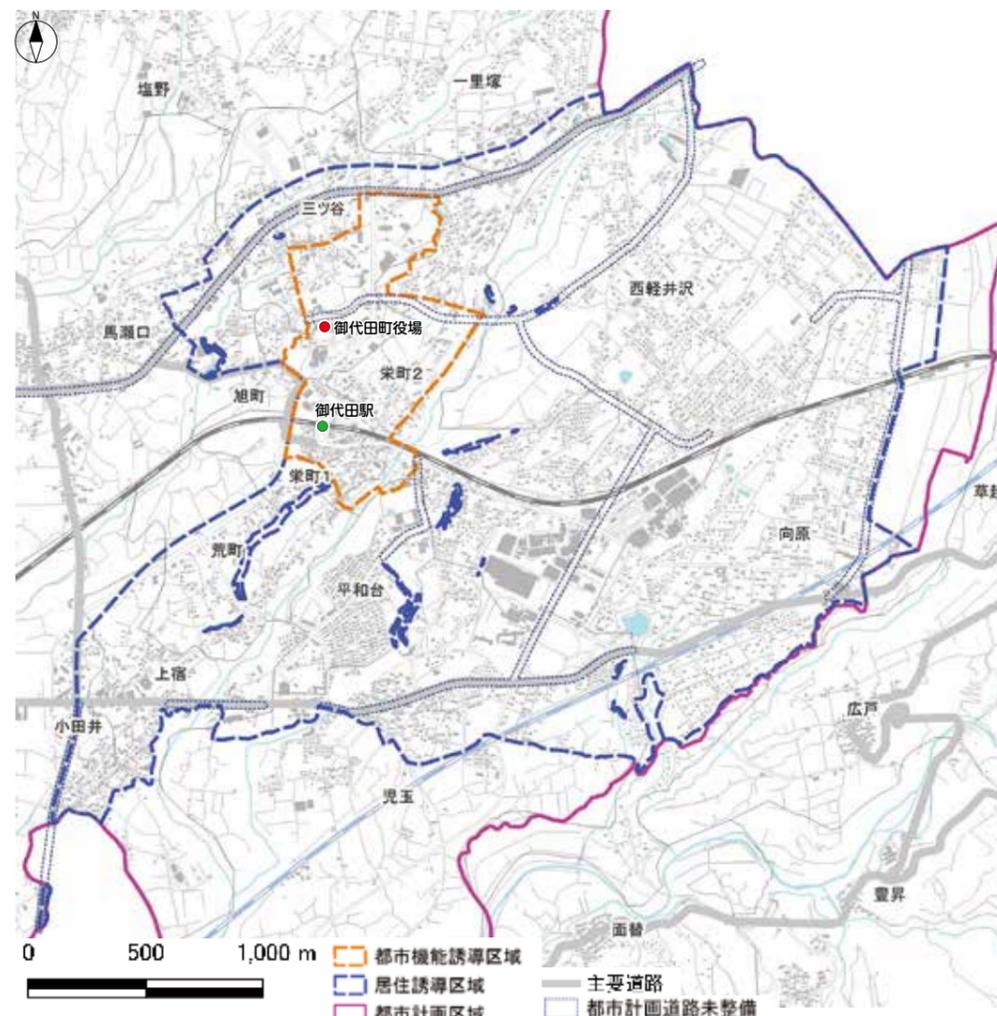
令和4年12月31日以降に御代田町に転入した方

令和4年12月31日以降に県内の市町村から御代田町へ転入した方は、旧住所地での投票になります。ただし、旧住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

旧住所地で投票をする際には、市町村長が発行する「引き続き長野県内に住所を有する旨の証明書」を提示する等の方法により、引き続き県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。この証明書は、町民課住民係(役場1階4番窓口)など最寄りの市町村の住民課等で交付を受けることができます。

	令和4年12月30日以前に 転入届をされた方	令和4年12月31日以降に 転入届をされた方
長野県内の他の市町村から 転入された方	● 新住所地で投票できる	旧住所地で投票できる (「引き続き長野県内に住所を 有する旨の証明書」が必要)
他の都道府県から 転入された方		✕ 投票できない

問い合わせ先 御代田町選挙管理委員会事務局 (32) 3128



○開発行為

- 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000㎡以上のも
- 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為(例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等)

①の例示
3戸の開発行為 **届**

②の例示
1,300㎡
1戸の開発行為 **届**

800㎡
2戸の開発行為 **不要**

○建築等行為

- 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合(例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等)
- 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合

①の例示
3戸の建築行為 **届**

1戸の建築行為 **不要**

出典：都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要(国土交通省)

【届出する時期】
開発行為および建築等の行為に着手する30日前までに届けてください。
※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

【建築行為】
・誘導施設を新築する場合
・建築物を改築または用途変更して誘導施設を有する建物とする場合

【開発行為】
・誘導施設を有する建築物の建築の開発行為をする場合

●都市機能誘導区域外の届出

【開発行為】
・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
・1戸または2戸の住宅の建築目的で、1,000㎡以上の規模のもの

【建築行為】
・3戸以上の住宅を建築する場合
・建築物を改築または用途変更して住宅とする場合

●居住誘導区域外の届出

【開発行為】
・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為

●居住誘導区域外の届出
御代田町立地適正化計画で定める「居住誘導区域」および「都市機能誘導区域」の外側で、一定規模以上の開発や誘導施設の建築等をする場合は、都市再生特別措置法の規定に基づき、町長への届出が必要になります。

届出制度の目的
対象地となる区域の宅地開発等の動きを把握するため

対象となる行為
●居住誘導区域外の届出

問い合わせ
建設水道課都市計画係 (32) 3129

【公告】 3月31日

御代田町立地適正化計画の公告日以降、立地適正化計画区域内(都市計画区域内)で一定規模以上の開発や誘導施設の建築等をする場合は、事前の届出が必要となる場合があります。

御代田町立地適正化計画区域内における届出制度について